

に、コンベアがトリップし、一人作業が常態化せざるをえなかったのではないかと推測しています。わずか21歳で現場経験11ヶ月の、しかも派遣労働者です。

直営、委託に問わず、新人職員が機器の構造やプラントの仕組みなどわからず、仕事に熱中し、危険作業の認識もなく作業を行ってしまふことは大いにありえることです。

しかし、もし彼が仮に直営の職員として業務を行っていたら、少なくとも死亡事故だけは避けられたはずで

新入職員を一人で危険な作業に行かせ、現場に一時間近くも放置するような事は私たちは絶対にしません。今回の死亡事故は個人の作業ミスに基づくものではなく、決定的ではありません。密閉型灰搬送コンベアの詰まり解除作業は最も危険なものの一つであり、炉の停止に至ることもあります。少なくともベテラン社員が判断する必要があったのではないでしょう

か。ノウハウもわからない社員が一人で行うこと自体不合理極まりない行動であります。私たちは劣悪な労働

環境のもと、低賃金で働かされている委託の労働者が同じ職場に定着せず、常に人材が入れ替わることの危険性についてこの間、口を酸っぱくして言い続けてきました。

確かに、受託会社はこの痛ましい事故の直接の責任者です。しかしこの会社に運転管理を委託し、発注者としての安全配慮の責務を怠った一組当局の責任は重大と言わざるを得ません。

一組当局が現在推し進めている委託化は、清掃工場の安全で安定的な操業をないがしろにする極めて悪質な行政放棄行為に他なりません。今回の事故でも明らかに、元請け受託会社は日立造船船体ですが、派遣会社を通じ未経験な若者を採用し、利潤追求に明け暮れていたのではないでしょう

か。清掃事業は公共事業なのです。環境を守るための区民へのサービス業なのです。行政責任を放棄した利益優先のためだけの清掃工場運営はやめるべきです。委託化が前提にある今回の委託提案は労働災害発生につながる由々しき問題であることを強く指摘しておきます。次に、委託化に伴う効果についてです。

「経営改革プラン2009」(4)目標とする財政効果の「工場運営のアウトソーシング」の中で、計画の欄に平成21年度が2000万円、平成22年度が累計6000万円の赤字、平成23年度が累計8000万円の赤字と記載されていることについてです。この計画では「赤字になるのに民間委託を進める。」ことになり

ます。直営操業にしる委託にしる工場運営にかかわる人員はほとんど変わらない実態が既に7工場の委託で明らかとなっており、赤字は当然の正直な結果であると思っています。しかし当局は直営職員の退職金や保護員等の額を問



環境下のもと、低賃金で働かされている委託の労働者が同じ職場に定着せず、常に人材が入れ替わることの危険性についてこの間、口を酸っぱくして言い続けてきました。

確かに、受託会社はこの痛ましい事故の直接の責任者です。しかしこの会社に運転管理を委託し、発注者としての安全配慮の責務を怠った一組当局の責任は重大と言わざるを得ません。

一組当局が現在推し進めている委託化は、清掃工場の安全で安定的な操業をないがしろにする極めて悪質な行政放棄行為に他なりません。今回の事故でも明らかに、元請け受託会社は日立造船船体ですが、派遣会社を通じ未経験な若者を採用し、利潤追求に明け暮れていたのではないでしょう

か。清掃事業は公共事業なのです。環境を守るための区民へのサービス業なのです。行政責任を放棄した利益優先のためだけの清掃工場運営はやめるべきです。委託化が前提にある今回の委託提案は労働災害発生につながる由々しき問題であることを強く指摘しておきます。次に、委託化に伴う効果についてです。

「経営改革プラン2009」(4)目標とする財政効果の「工場運営のアウトソーシング」の中で、計画の欄に平成21年度が2000万円、平成22年度が累計6000万円の赤字、平成23年度が累計8000万円の赤字と記載されていることについてです。この計画では「赤字になるのに民間委託を進める。」ことになり

ます。直営操業にしる委託にしる工場運営にかかわる人員はほとんど変わらない実態が既に7工場の委託で明らかとなっており、赤字は当然の正直な結果であると思っています。しかし当局は直営職員の退職金や保護員等の額を問

は、結局は委託の方が安いとされていますが、私たちの労働条件は第三者機関である、特別区人事委員会適正に算出されているものです。

労働力の再生産を十分に確保するためのものであり、人間としての営みを確立させるために必要不可欠なものです。委託労働者の中には、派遣社員も数多く含まれていて、退職金が本当に支払われる条件になっていないのか疑わしいどころか、まるで退職金が必要ない労働者を雇えと推奨しているようなものです。その結果、低賃金、無保障状態を作り出し結局、職場への定着率が下がり、地域住民への安全性が極端に低下しているのです。

更に、某委託工場では、作業量が減ったにも関わらず、今年度は委託契約金額が増額されているとの報告もあります。請負は作業量で金額を決めるのかと思っ

ていました。実際は異なり、人数も変わりました。こんな契約があるのでしようか、一部で清掃工場の運転管理はビル管理と同様に考えている幹部(一組)もいるようです。

「経営改革プラン2009」

はまさに行政責任を放棄した計画であり、区民の貴重な税金を無駄に使用する内容となっています。

団塊世代の退職で直営職員の人件費は遞減傾向にあり(民間委託との比較で)財政効果が見えにくくなる

と言うのであれば、それこそ、意欲のある若い人を育て、相対的に低い直営の職員を採用して職場の活性化に結び付けるべきではない

でしょうか。そして、今後も確かな行政責任を果たし続ける一組としての環境行政をまっとうすべきです。次に技術、技能の継承と人材育成に係る問題です。すでに委託された7工場では、現在も委託職員の知識や経験不足、更には「正規の工場職員ではない」というモチベーションの低さから、多くのトラブルが発生しています。現実

に、委託された7工場の委託された工場と直営工場と同じようなクレーンの故障が発生しました。委託された杉並工場では故障に対する認識が足りなく委託職員の判断でそのまま運転を継続してしまい、クレーンの重大な故障に至り機械の手配などで多額な補修費を要し、約3ヶ月間は正常使用不能となりました。



た。しかし、直営工場の光が丘工場では、全く同じクレーンの故障に対して、直営職員の正しい判断による運転停止のおかげで、軽微な補修で処置は済んだのです。このことは、単なる経験の違いや技術レベルの問題によるものではありません。日頃から清掃事業に対する責任を強く持ち、長年培った経験と技術が大切に育まれた結果なのです。これらの技術的経験は一朝一夕にできません。今まさに、清掃工場を委託することによってその優れた能力を継承させる道が閉ざされつつあるのです。

お金には変えられない大事な財産を失うことになるのです。優秀な人材がいなくなれば機械に対するメンテナンスに多くの費用がかかります。委託経費だけで高い安いを判断する当局の経営感覚は現在のビジネス感覚からして遥かに遅れた考え方であるとしか言いようがありません。人材こそ人財、それこそ利潤、利益に結び付くのです。

したがって、外部業務委託(アウトソーシング)を更に推進することによる一組の行政組織としての力量低下や財政的負担増加は誰が見ても明らかなのです。一組当局は「経営改革プラン」の見直しを行い、安心で安全な直営での工場運営を行うことを決断するべき

です。次に委託会社の問題についてです。現在委託されている7工場は、全てが特命随意契約に基づく契約です。しかしながら、直営同様の熟練度や安全性が確保されているわけではありません。委託会社の目的は結局のところ利潤追求であり、清掃工場の安全で安定的な運営、区民、地域に対する環境保全の意識が一人一人の職員に備わっていないのです。このことは請負企業に賃金や労働条件に格差があることが原因です。熟練者や経験豊富な技術者の確保ができないことに他なりません。この格差を解消させることが重要であり、公正労働基準を確立させる必要があります。一組としては公契約条例を制定するなど法的整備を確立するまでは委託計画について凍結するべきです。次に区からの派遣職員についてです。

区に戻る事を希望する職員が数年で職場から居なくなることは派遣の趣旨からして当然と言えます。しかし、清掃工場に興味を持ち一組への交流を希望している、将来的にも有望な彼らが、一組の委託提案により失望の念を抱いているのです。できることなら私たちがこんな一組には居たくはありません。清掃工場も、環境行政も守れない一組当局の委託提案

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。



運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。次に委託会社の問題についてです。現在委託されている7工場は、全てが特命随意契約に基づく契約です。しかしながら、直営同様の熟練度や安全性が確保されているわけではありません。委託会社の目的は結局のところ利潤追求であり、清掃工場の安全で安定的な運営、区民、地域に対する環境保全の意識が一人一人の職員に備わっていないのです。このことは請負企業に賃金や労働条件に格差があることが原因です。熟練者や経験豊富な技術者の確保ができないことに他なりません。この格差を解消させることが重要であり、公正労働基準を確立させる必要があります。一組としては公契約条例を制定するなど法的整備を確立するまでは委託計画について凍結するべきです。次に区からの派遣職員についてです。

区に戻る事を希望する職員が数年で職場から居なくなることは派遣の趣旨からして当然と言えます。しかし、清掃工場に興味を持ち一組への交流を希望している、将来的にも有望な彼らが、一組の委託提案により失望の念を抱いているのです。できることなら私たちがこんな一組には居たくはありません。清掃工場も、環境行政も守れない一組当局の委託提案

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。

運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。

運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。

運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。

運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。

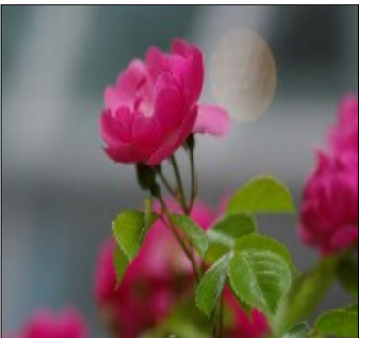
運転係を全面的に委託する一連の計画は、災害時等のライフラインとしての行政責任を完全に放棄することでもあります。運転操作

案では、区派遣職員を引き止める材料が何一つありません、大変に不幸なこと

です。最後に新型インフルエンザ発生や災害時等に備えた対応に係る問題です。新型インフルエンザは今秋患者が急増してきています。今後、工場の操業維持を第一優先に、その出勤の確保が強く求められる事になります。

一組に於ける新型インフルエンザ発生時の対応については、先だって一組から事業継続計画が示されました。この中では委託会社の事業継続計画に基づき操業を確保するとし、稼動に必要な社員確保を依頼するとあります。当初一組当局が考えていたように仮に社員が確保できない、また確保できたとしても当該工場の経験のある社員がいなければ、直営職員がその中に入り応援した場合、まず法的な問題が最重要課題となります。

本来、運転管理等業務委託は請負契約ですので、発注者による一般的指揮命令は行わず、受託者が事業主として独立して仕事を処理しなくてはなりません。「受託会社への応援」とは一般的指揮命令関係を超えた共同作業を想定していると考えられます。しかもそれが業務指示として行われるとなれば、明確に労働者派遣法及び職業安定法に違反していると私たちは考えます。新型インフルエンザの蔓延期には人員の確保が最大課題となります。委託工場に於ける受託会社の人員確保は、原則として発注者が口を挟み余地はありません。災害時についても同様です。清掃工場はごみを焼却することが本来業務であります。



は全工場一律ではありません。一つの工場に最低5、6年の期間経験を積まないと操業できるものではないのです。どこそこの工場に人が確保できないから応援に行けと言ってもおいそれとは操作出来ません。個々の機器の名称や場所、配置の違いなど各清掃工場は複雑なのです。大げさに言えば自動車の運転が出来るからと言って、ヘリコプターの操縦はおいそれとは出来ないのです。

新型インフルエンザの蔓延時や災害時における行政責任を果たすには、それぞれの工場に於いてベテランの直営職員確保がなされているかいないかなのです。

清掃工場の運営は、完全直営が求められていることは火を見るより明らかなことなのです。

既に7工場の運転管理業務を委託しました。運転係を経験できる機会が一組職員からどんどん奪われています。どんな訓練・研修をしようが、実際に焼却炉の運転を自ら行ない、知識・経験をつまない限り工場を理解できず、委託監督は務まりません。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。

一組は委託管理すらできないごみ中間処理の自治体に転落しつつあります。委託により一組は自ら大変な危機を呼び込んでいることを自覚すべきです。当局は、私たちが指摘した内容を謙虚に受け入れるべきであり、今回提案されている港清掃工場と千歳清掃工場の運転管理業務等の委託については、即時の白紙撤回を強く求めるものです。